

日本国民の天職と日露戦役

東京

警報社

庄

星野光多著

225
685

特
2

002913-000-2

特30-235

日本国民の天職と日露戦役

星野 光多 / 著

M37

ACB-6486





緒言

適當に東洋の英國と呼ばれたる日本國は、幾多の點に於て
 的である。大陸に接近したる島國であること、外
 海の畧は相同じること、その港灣の多きこと、その人口の大差なきこと等
 世界中他に比類を見ぬまでによく相類似して居る。而して其歴史に
 溯りて見たら、亦幾分か相似寄つて居る所もあらんが、過去は兎に角、日
 本國現在の政體は獨乙に似せられたものとは云へ、寧ろ英國に近きも
 のとして一般に理解せられて居る。而してその國民としての道徳的
 責任即ち其天職に至りては、相似たりと云はんよりは、殆んど同一であ

明治 21 年
 明の國の内務

る。乃ち英國が自己の發達を完全ならしむる外、文明と通商を世界に擴充することを以て、過去及び現在に於けるその天職となすが如く、日本國もその將來に於て、自己の發達を完全ならしむる外、少くとも東洋に文明と商業を擴張することに於てその天職を帶べる者と判斷せらるゝ。

斯くも多くの點に於て類似を有して居る兩國が、各自の利益と極東平和の目的のために、明治卅五年以來同盟國となつたと云ふことは頗る珍らしき事であつて、人爲とは云ひながら、天の攝理の致す所と云はねばならぬ。余は此より日本國の地理及歴史に於て、特に讀者が多大の興味を感ずべきを疑はざる事實數點を擧げて、日本國の果して如何なる

る國柄であるか、又その世界に於ける、少くとも東洋に於ける天職(若し米、英、其他の諸國が之を有するが如く、我も之を有すとせば)の如何なるものであるかを研究し、次に此天職を遂行する爲に、茲に避くべからざる道程として、日露戰端の開かるゝに至つたる意義を解き、終りに日本國が世界進歩の一元素として、そのなしとぐ可き部分をなしとげ得んため、將來如何なる方針を取るべきかを論じて見るつもりである。

(五) 次 目

目 次

第一章	緒言	一
第二章	日本の自然的構造及び状態	七
第三章	日本歴史の特色	一六
第三章	日本國民の天職	三〇
第四章	日露戦争	四八
	(一) 日本國民は何故に戦ふ乎	四八
	(二) 戦争の結局如何	六〇
第五章	我國將來の大方針	七三

附 録

(一) 日露交渉顛末……………八九

(二) 對露辨妄公書……………九四

日本國民の天職と日露戰役

第一章 日本の自然的構造及び狀態

先づ地理的方面から始むること、しよふ。抑も日本帝國の主權下に屬する領地は、北は千島の北端より、南は臺灣の南端に至りて止むものであつて、南端は北緯二一度四八に起り、北端は同五〇度五六に至り、西は東經一一九度二〇に起り、東は同一五六度三二に至るものにて、その延長は殆んど一千里あつて、その幅は東西三十里乃至百里である。此細長き奇形を以て極東に位せる日本國は、左の特異なる自然的構造及

状態を有して居る。

第一 島嶼多きこと

此國が島嶼帝國と呼はるゝは至當である。若し仔細に取調べたらんには、四五千にも達すべきであるが、只一里以上の周圍を有するもの丈に就て云はんも、その數凡そ六百ある。斯く多くの島嶼より成立つて居る所より、その延長の廣い割合には國の面積は大きくない、即ち全體の面積は二七〇六一里九三であつて、之を英の本國に比すれば凡そ二割大きく、佛國に比すれば凡そ二割小さく、米のカリフォルニヤに比すれば殆んど同様である、而してその總面積の多くを有するものを順次に擧ぐれば左の通りになる。

本州	一四四九二二一	北海道	五〇五六七八	九州	二三一一八六
臺灣	二二五三二四	四國	一一五二二四	諸島嶼	一七九六六〇

第二 港灣の多きこと及び海岸線の長き事

古來港灣の多數と海岸線の延長とは、其國文明の進歩に大關係あること、認められて居る。希臘及英國が他の歐洲諸國より、此二點に於て勝れて居る事が、その歴史に影響を及ぼしたと云ふ事は、何人も疑はぬ所であつて、今日陸上に鐵道が開けて來て、大陸内にも港灣の代理をなすべき幾多の大停車場が出來てきた事は、二十世紀の著大なる事實であるが、併しそれが爲めに、此二ヶの天然の利益は決してその價づもりを減じては居らぬ。日本國は多くの良港灣を有して居る。勿論手廣く

外國との貿易に適當するものは十以上を數ふことは出來ぬが、小貿易港に至つては、百を以て數ふる事が出來る。次にその海岸線の延長に至つては、實に無類と云はねばならぬ。此は此國が別々になつて居る島より成立つて居る故でもあるが、公報によると現在の海岸線の延長は、實に七四三二里八六であつて、地球の周圍より僅か尠ない丈である。而して太平洋に面したる亞細亞の全部は殆んど此國のために取り巻いて居るを見れば、此國は此大陸に對して何か道德的責任即天職を有して居るに違ひない。

第三 氣候及び動植物の大陸的なる事

日本國の氣候はその包容する所が實に廣い。その南西の臺灣は熱帯

に接近して居つて常に熱き所であるが、その北東の千島は寒帯に接近して居つて常に寒き所である。而してその本洲は北緯二四度一四より、同四一度三三の間に横はつて居るが故に、亞細亞大陸に於ける同一程度の地方と同様に、寧ろ寒氣に過た氣候であるべき筈だが、茲に彼有名な黒潮と云ふものがあつて、米領フリスビン群島方面より北東に流れ來り、日本國を左右の兩手で懷いて、一は直北に、一は北東に進行するが故に、その氣候が著しく融和せらるゝことゝなつて居る。斯ふ云ふ譯で印度、亞佛利加等の熱國から來れる者も、此國に於てその本國的氣候に接する事が出來ると同時に、兎てもその本國に於て享くこと能はざる温冷の空氣を呼吸する事が出來、又ロシヤやノルウエーの様

なる寒國から來つた者も、此國に於てその本國的氣候を見る事が出來ると同時に、兎てもその本國に於ては樂む事の出來ぬ温熱の空氣を呼吸する事が出來る。日露交渉不調となり、止むを得ず東京を引擧げた露國公使の夫人が、訣別に及んで、豫て懇意にしたる人々に向つて、此風景よく氣候温和なる國を乗つる事は實に堪へ難き苦痛であると云はれたさうだが、それは決して御世辭とのみは思はれない。

次は動植物の事であるが、全体島國は大陸に屬する同面積の國よりは動植物の種類が僅少なざるを以てその常とするものであるが、日本國は全く此規則の外に出で、居る。その地理的形狀の大略に接近して延長せる所よりして、その南端に於ては熱帶的動植物を生出し、その北方

に於ては寒帶的動植物を産出し、而かも朝鮮支那に接觸する所よりしては温帶的動植物を引致して居る。サレバ日本國の産する動植物の標本を蒐集したる博物館に至つて見る人は、其品類の雜多にして頗る大陸的なるに一驚を喫するであらふ。

第四 山岳の多きこと地震の屢々なること

以上陳べた數点の上に、更に此國は景色に富んで居ると云ふことを加ふる時は、日本は世界に於ける一の樂園とせらるゝのが至當であるが、併し茲に誇り兼ねる一種の特色がある。それは此國は原來山國であつて平地はその總面積の九分一に過ぎず、他は悉く山岳をなし、而かも火山脈の縦横する所よりして、地震が頻繁であると云ふ一事である。

サレバ外國から來つた者などは最初の一二ケ年間は大汽船にでも乗つて居るの心地がするであらふ。が併し二千五百年間安全に此大船に乗つて居る所の日本國人は、人口過殖の理由に餘儀なくせらるゝにあらざれば、之が爲めに外國に移住するの必要を見ないのである。勿論地方によりては地震を知らぬ所もあるが、最も多くあるは本島の中央部であつて、近時の地震を通算すると、大畧一年四百八十回即ち一日に一回三の割合となつて居ることである。勿論その内人の知覺に觸れず、只知震器にのみその微動の證跡を示すものが多いのである、又多くは地方的であつて、廣く一般に之を感ずる程のものは極めて少ない。古來日本國に起りたる地震にして、家屋、田畑及び人畜を損害し

たる者を歴史に徴して、或は六年一回、或は十年一回、或は二十年一回となす者もあるが、孰れも精確ではない、而して四季中最も多きは冬季で、夜の方が晝よりも多い。

右の如く世にも奇異なる自然的構造と状態を有する……此國土、此國土に住む人民の歴史は如何、次章に述ることとしよふ。

第二章 日本歴史の特色

日本國民はその居住する土地の一種特別であるが如く、その歴史も亦無類特得である。茲には只その著明の點二三を擧ぐるとしよふ。

第一 完全なる獨立を保存したる事

日本國民が亞細亞に屬する國民として特異なる點の第一は、此國民が曾てその獨立を失ふた事のなき一事である。勿論此は歐洲諸國及び米國に於ては敢て珍奇とするには足らぬことかも知れぬが、東洋諸國民の過去及び現在の歴史實狀に比較して見る時は異數と云はねばならぬ。日本國民は此一點に於ては亞細亞國民と云はんよりは西洋國

民と齡すべきものである。その長き歴史の間、時として大陸に押掛け、或は朝鮮を征服したり、或は支那人と合戦などした事は數回あつたが、孰れも攻撃的であつた。然るに今日でも其時の事を思ふと身の毛も竦立ほご恐ろしく感ずる事が、長き歴史の間になつた一回あつた。その時こそは日本國の獨立が恐るべきまでに威嚇せられた。

北條氏の時代、支那北方蒙古より興りたるゲンギスカン(至大帝の意)が支那及び中央亞細亞を征服し、印度、波斯、シリヤ、ハンガリー、ポーランド、ロシヤ等を侵畧し、廣大なる版圖を造りたる事は、凡て歴史を讀む者の知悉する所であるが、此蒙古の最後の侵襲を蒙りたるものは實に日本國である。此恐怖すべき大疫癘は支那を本國となし、その陸續きなる

西方に向つては既に爲し得る丈の事を仕遂げ、又既に朝鮮をも我有として見ると、僅かに一葦海水を隔て、横はつて居る一樂土をそのまに見逃して置く事は出来ぬ。そこで彼の孫の忽必烈の時に至つて、いよ／＼此國を侵略する方針が確定せられた。而かも最初の程は兵力によらず、専ら外交的威嚇を以て、無造作に之を服従せしめんと試みたが、其時の日本政府は中々氣丈夫な者であつて、少しも其威嚇を恐れなかつた。そこで彼はいよ／＼日本國遠征の師を起す事に決して、前後二回其遠征艦隊を送つた。其第一回は文永十一年(西曆一二七四年)十一月の事で、その戦艦九百艘に三萬三千人を乗せて攻め來つたが、九州の北端に上陸しやうとして未だ足を踏み立てぬうちに、暴風が起り

て、其戦艦を悉く殲滅した。そこで彼は十三年の後更に大仕掛けの遠征軍を仕向けたが、時は弘安四年(西曆一二八一年)五月の事で、彼は實に三千五百の戦艦に十三萬人の軍士を乗せて襲來したのである。而して之に對する日本人の覺悟と軍備も、その當時に在つては、固より遺算なき者であつたが、彼れ亞細亞大陸に大戦争をなし、歐羅巴に跨りて征略を恣にし、戦争に慣熟せる大軍に向つて勝負を決する事であるから、我に於ては兎ても勝目のあるべき筈はない。若し彼等十餘萬の大軍にして悉く上陸したらんには、恐くは我國の運命は悲むべき状態に陥りたであらふと思はる。然るに又もや運強よく前時にもまさる程なる非常なる暴風が吹き荒れて、此等の戦艦の大部分は亦又破壊され

てしまつた。ナントこの事は彼の英國の存立を威嚇したるスペインの大艦隊「アルマダ」の運命と酷似して居るではないか。此の如くにして日本國民は格別に戦争もせずして元の大軍に打勝つことが出来たが、如何に武勇に誇る日本人も此の勝利は自己の力によれるものでないことを自覺し、此れは此の國を保護し給ふ所の神の御業であると信じて只管に感謝して居るのである。然り儘かにこれは皇天上帝の助けである。この外には國の獨立を危くせられた事は決してない、一度もない。

第二 治者と被治者の關係が世界無比なる事
歴史上此國民の特異なる第二の點は、治者と被治者との關係である。

今更ら事新らしく云ふ必要はないが、日本國に於けるこの政治上の關係は開國以來今日まで、同一の主權者に對する同一の人民であつて、皇位は第一代の神武天皇より、第百二十一代の今上帝に至るまで、同一皇室のうちより子々孫々相傳承して居る。此一點は兎も角も世界無比と云はねばならぬ。尤も長き年月の間には有力なる政治家や、勇猛なる武人などが現はれて、數十年間又は數百年間治國の實權を掌握し、天皇は只名のみにしてその實力を失ふて居つた時代も屢々あつて、今上帝御即位以前の三百年間の如きは、その時期の最も長きものであつて、此間治國の實權は徳川將軍の手に保存せられ、天子は殆んど人間の政事に關係せぬ一種の神明と敬遠されて居つた。併ながら帝室こそ

此國の正統なる主權者即ち君主であると云ふ意識は、二千餘年間、帝室自らの腦裏に最も深く印象せられてあつた如く、亦人民の良心となつて何れの時代と雖も此大觀念は政治的大勢力であつて、此大勢力を利用せずしては何人と雖も其權力を振ふ事が出来なかつた。藤原氏と云ひ、北條氏と云ひ、足利氏と云ひ、徳川氏と云ひ、皆な只帝室の代理者であるとの名義を以て數百年間その實權を掌握したのである。原來日本國民は一家族を押ひろげたものとして信せられて居る。すなはち開國の當時、今帝の先祖が多くの眷屬共を牽連れ來りて此國の西南地方に土着したのが歴史の始であつて、それより君主は主人でもあり又家長でもあるが如く、人民は子供でもあり又臣僕でもあると斯ふ

云ふ觀念が深く國民の心碑に深刻せられ、凡ての政治的生活の基礎となり動機となつたのである。實に此政治的關係は彼の他より征服せられたがために止む事を得ずして之に屈從すると云ふ支那國民の狀態などは全く異なつて居る。實に此國民が帝室を尊敬する状態、帝室が國民を愛撫する状態とは他の國民の目には不思議としか思はれぬ事であらふ。そこで彼の立憲政体が此國に限り甚だ無造作に成立した由縁も容易に理解せらるゝのである。歴史上此は多くの血を流すことなくしては成立せしめ難き政治機關と云はれたる者であるが、此政体が此國に於ては、明治廿三年(一八九〇年)に至り何事もなく容易に成立する事となつた。この一事實は蓋し朝廷と人民との關

係が原來家族的關係を有して居つたと云ふとの外に、説明の材料を有せぬのである。恰かも親たる者が成長したる子供に自治の權力を與ふる事を喜ぶが如く、此國の君主は人民の希望に任せて喜んでその權利を賦與したのである。斯くの如くにして生活上政治上思想上信仰上凡て必要當然と一般に承認せらるゝ所の自由權利は十分に賦與せられたのである。

第三 進歩發達の非常に急速なりし事

歴史上此國民の特異なる第三の点は、一直線に行はれたる最近五十年間の進歩である。此國民は其より以前の三百年間は全く隱遁主義の中に籠城し居りしが、彼は國交を熱求したる多くの國民中、平和主義の

米國人民に餘儀なくせられて、終にその港門の鎖鑰を解くに至つた。實にその當時の有様と云つたら、恰かも勉強すること大嫌ひの小供が、その父兄に強迫せられて、厭や／＼ながら小學校に入學したのと同様で、誰も彼がその文明學校に於ける學業成績の見るべきものあるを望まぬのである。所がその實際の經過はドウデあるかと云ふと、彼よりは遙か以前に同じ文明學校に入學したる上級生たる支那帝國始め東洋諸國の進歩が極めて遅々緩々たるに拘らず、その始めに於ては勉強大嫌ひを以て先輩に厄介かけたる此少年學生は、忽ちに進歩の靈のインスピレーションを受け、一旦その國の大方針を決定するや、僅々四五十年間に於て、彼は歐米に於けるあらゆる文明の利器を採用し、同化し、

色特の史歴本日 章二第 (六二)

之を自らの生命となし、身体となして非常なる好成績を収めた。斯くてその政治は立憲的となり、其教育は開發的となり、その商業は世界的となり、その宗教は自由平等となり、その軍備は近世的となり、今や第二十世紀の新舞臺に立現はれ、世界進歩の一要素として、歐米先進國の間にその椅子を分たるゝに立ち至つた。左に掲ぐる統計表は最近十年間に於ける前後の相違を示したものであつて、我國民進歩の速力を知る好材料と思はるゝ。

最近十年間統計表

現 時	十年前	
(1) 人 口	46,880,030 人	41,089,000 人

色特の史歴本日 章二第 (七二)

(2) 歳 入	293,991,000 圓	89,042,000 圓
(3) 通 貨	331,152,000 圓	238,458,000 圓
(4) 會社資本	1,201,080,000 圓	302,294,000 圓
(5) 銀行資本	526,967,000 圓	111,634,000 圓
(6) 輸 出	289,502,000 圓	90,149,000 圓
(7) 輸 入	316,135,000 圓	89,355,000 圓
(8) 海關稅	16,071,000 圓	5,125,000 圓
(9) 國 債	561,164,000 圓	283,519,000 圓
(10) 汽 船	610,000 噸	110,000 噸
(11) 帆 船	334,000 噸	45,000 噸
(12) 軍 艦	280,000 噸	61,000 噸

上記の三點、第一、開國以來會て其獨立を失はざりしこと、第二、治者と被

治者の關係が家族的であること、第三、最近五十年間に國運國力が非常なる速力を以て進歩したること、此等の特異なる點よりして云へば此國の歴史は亞細亞に於ては無類であつて歐羅巴に於てもまた少い。既にその地理的構造及び状態に於て前に述べるが如く奇異なる國土に住みて、而かも亦此不思議なる歴史を有するこの日本國民は何のため今日東洋の洋面に浮んで居るのであらふ乎。歐米の國々が各々自らの天職とするものを自覺して、之が實現に熱心銳意するが如く、此國民も亦其自らの天職を自覺する事が出来まい乎。此は人類進歩の歴史に注意する人、特に日本人民及びその友國民に取りては頗る興味深き問題であらふと思はる。因て余は次章に於て此國民が今や徐ろに

自覺し來りつゝあるその天職の果して何物であるかを研究することとしよう。

第三章 日本國民の天職

一個人の生涯に於て、其人が自らの天職を自覺することが、其一生を有用高尚なる者とならしむることに大功あるが如く、國民の生存に於ても、此國民的天職を自覺することが、その國民の發達と活動とに大關係を有して居る。昔時に於てはギリキ、ロマ又はユダヤ等の諸國民が、それ〴〵其天職を自覺し、之を爲遂げんとして世界進歩の上に大なる寄與をなしたりしが如く、今時に於ては英、米、佛、獨伊等の國々が、孰れもその天職を自覺して第十九世紀より第二十世紀の舞臺に各自受持の部分を成就せんとするが如く、此日本國民たるものも、その發達と活動

の進大せんが爲めには、何等かの天職を自覺し、他の國々の有する天職を尊敬して及ぶだけ、その成功を希望し助長すると同時に、自國の天職を自覺して熱心銳意之が實行に従事すべきである。そこで吾人は前二章に於て概陳したる日本國の自然的構造及び状態と歴史的特色と今日現に此國民が中外列國と相關係して居る有様より打算演繹して、今や此國民が徐ろに自覺し來りつゝある天職に關し、要點數ヶ條を陳述して後、更に歩武を進めて日露戰爭に論及する事としやう。

第一 近世文明の普及性を證明すること

近世文明或は歐羅巴的文明とも或は基督教的文明とも稱せらるゝ此文明は、今日に至りても、尙ほ其本質に於ては大に誤解せられて居るや

うに思はる。乃ち其人類に及ぼす所の効力は専ら歐洲人米國人にのみ限らるべきもので、彼等が見て以て劣等なる國民となすもの、即ち亞細亞人種又は亞弗利加人種等には同一様の感化を興ふること能はぬ者と誤解せられて居る。此誤解を懐く者の考ふる所によれば、此等劣等人種は只上記歐米人に附隨屬從するによりてのみ、間接にその文明の恩澤を蒙ることを得べきも、又衣服の如く外より之を纏はしむるを得べきも、食物の如くに消化して血となし肉となし生命とならしむる事の出来ぬものと断定せられて居る。此断定は後にも論ずる如く決して正當なるものではないが、併し殘念ながら此断定はよくも實際の事實よりして駁納せられて居る。實に亞弗利加や南洋諸島を始めと

し、東洋の諸國が文明の利益を蒙るやうになつたのは、皆な彼等が歐米人に伏從せられて以後の事であつて、而かも其進歩の自動的ならざると自發的ならざるとは、明白に此断定に好材料を寄與する者と云はねばならぬ。近世文明は多くの人により此の如くに理解せられて居るが、此理解は果して正當であらふか、此見解は果して近世文明の本質と眞價を遺憾なく言露はして居る者であらふ歟。吾人の考ふる所によれば、此見解は決して正當なる者でもなく、亦決して近世文明の本質と眞價を言露はして居る者ではない。果して然らば近世文明は誰によりて其本質の人種的でなくして人類的であると及び其感化の地方的にあらずし

て普及的なる事を證據せられ發揮せらるべきである乎。此は是れ會てその獨立を失ふたる事なく、而かも強き同化力を以て、歐米に於ける文明の思想制度を消化し、之を自己の生命となし活動となしたる日本國民によりて爲し遂げらるべき天職の一部と云はねばならぬ。日本國民は近世文明を衣服の如くに外より被せられたるにあらず、食物の如くに之を食ひ、その自己の内なる力よりして漸次開展して兎も角も今日の位置に達したのである。此國民がその政治、教育、科學、商業、製造、軍事、航海等に於て、歐米と齡するまで、其國運を進めたのは、英國の屬國となつたからではない、米國の保護國となつたからではない、彼は近世文明の生みたる自由の子供の一人として、その長兄等と共に自らよく

成長發達したのである。日本國民に於けるこの活勢力を誤解して、徒らに人真似する猿猴となせるによりて、十年以前支那が失敗を取りし如く、今や亦露國は同じ誤解に導かれて同じ悲運に進みつゝあるのである。余は自國自慢の爲めに此言を發したのではない。近世文明の本質の普及的なること、その實力の至大なること、その歐洲的ならずして世界的なる事を證明せんが爲めに、餘儀なく、かくは辯ずるのである。我國民に對する先輩諸國啓發の好意を感謝しつゝ、此言を發したのである。思ふに日本國民は將來ますます文明に進歩して近世文明の實力を發揮するであらふ。その本質を明白にするであらふ。斯くて文明を愛する凡ての國民をして、その文明の本質と眞價を知らしめ、

之を貴重することいよ／＼深からしむるであらふと信ずる。

第二 東西兩洋の思想を調和せしむる事

西洋に於ける哲學的及び宗教的思想が大に進歩して居るものなることは固より明白であるが、尙ほその完備の絶頂に達したとは何人も信じて居るまい。若し東洋の哲學的及び宗教的思想にして或る方面に於て新しき光明を寄與するものありとせば、勿論喜んで之を受け容るに相違ない。又その思想の全く相反對して居るものある場合には互に參酌勵磨して金玉の眞理がその中間に現出するに違ひない。殊に宗教的思想に至つては、原來世界の三大宗教が亞細亞より出でたる事實を思へば、今日東洋の宗教思想が、少くとも宗教的眞理を闡明する上

に於て多少の貢献をなすべき事は、毫も疑なき事と云はねばならぬ。但し日本國民は果して東西兩思想を調和すると云ふが如き大事業に堪能であらふ乎。此問題を肯定するため、最近四五十年間此國民が西洋文明を消化して自己の文明となした事は、慥かに一方に於ける有方の思料であるが、更に他の一方に於ては、此國民が如何によく東洋思想を消化したかを証明する時、此一事實いよ／＼確實となるのである。因つて大畧を左に述よふ。

由來亞細亞の産出したる最も大なる者の一は、釋迦と其宗教と云はねばならぬ。然るに此釋迦の宗教を咀嚼消化して之を著しく發展せしめ、以て人世に利用したるものは、彼を生み出したる印度人でもなく、又

その東隣の支那人でもなく、亦佛教が最も大なる勢力を有して居ると云はれて居る彼の世界の秘密國たる西藏でもなく、此名譽を荷ふて居る者は實に日本人民である。此に就ては昨年西藏より返朝して、一時世界の耳目を驚かしたる佛僧河口慧海氏の實驗こそ證據の最も強きものと思はるゝ。彼は日本に於ける佛教に於て満足の出來ぬ所があるので、純粹佛教國と稱せられて居る西藏に入らば、その不満足を醫して貰ふ事が出来るであらふと信じて、終に彼の大胆なる巡禮旅行を断行したのである。而してその六年の境遇はリビングストンの亞非利加に於ける状態を聯想せしむる程驚くべきものであるが、その結果は如何である乎。彼は世界に向つて西藏の秘密なる人情風俗を紹介す

る事に於ては望外に成功したが、その宗教的目的に至つては、全く失望した様に思はる。彼は西藏の佛教は日本國に於ける佛教よりも思想上實行上遙かに劣りて居る事を見出して、返つて來た。彼の返來によりて大なる光明を受けやうと待つて居つた日本佛教は大なる失望を感じたのであるが、併し彼は日本國が佛教國(爾く云ふべくば)として、佛教をその最後の段階まで發達せしめた者であるとの事實を確實ならしめた一事に於ては、其功績大なりと云はねばならぬ。釋迦の思想は實にその發展を日本國民によりて全ふせられたと云ふべきである。次に亞細亞の產出したる最大なるもの、他の一つは孔子とその道徳であるが、眞實その道を學得し之を人生に應用したるものも、彼を生み

出したる支那國民ではなく、又その北隣の朝鮮國民でもなく、是亦日本國民である。蓋し日本國の大精神となつて今日までその獨立をば保存せしめ其進歩を非凡ならしめたる原因の大なるものは、云ふまでもなく、教育を受けたる中等社會の中に存する彼の武士道と唱へられたる者であるが、此武士道の本質は日本國固有の忠君の精神に儒佛的の二要素が加味せられて結果したものと信せらるゝ。此武士道に於て儒道及び佛敎の道德的方面は最も健全に發表して居るやうに信せらるる。

一である。日本國民は東洋思想を真によく理解し得る心力を有して居るが如くに、亦西洋思想をよく理解して、双方の思想を自己の甘藷の中に於て發展せしめ、以て最も圓滿なる者とならしむることが出来るであらふと信ずる。少くとも西洋思想に東洋思想の最もよきもの最もすぐれたるものを附加へて、それをして更にまさりたるものとならしむる事を得るであらふと信ずる。斯く哲學に宗教に將た道德に思想上世界の富を増加することを務むるは、是亦此國民の負へる天職の一部分と思はるゝ。

第三 支那及び朝鮮の開發を助くる事

余は茲に支那及び朝鮮と云ふ、その理由は、日本國民は由來此二國とは

特別の關係があるからである。勿論日本國民は東洋に於ける先達の位置を獨占しやうとする積りではない。他の先進國民と共同して此大事業に當らんとするものであるが、併し日本國民は支那と朝鮮に對しては特別義務の下にある者と云はねばならぬ。少くとも日本國民は此二國に向つて報はねばならぬ恩義があるのである。原來日本國民が今日の状態に至つたのは近時に於ては歐米の御蔭を蒙りたる故であるが、往時に於て、此二國特に支那より蒙りたる御蔭は甚だ大なるものである。今日でこそ、之を自己以下のものとし、チャン／＼坊主など云ふて馬鹿にして居るが、その昔日に於ては始終之に師事したるものである。所謂亞細亞的文明即ち學問、宗教、制度、文物、美術、工藝、農事等を彼より輸入したるによりて、此國の状態が野蠻の境遇を脱したのである。而して朝鮮は通常その媒介者となつて居つた。斯く昔日に在りて彼等は自らに存する所の尤もよきもの、若くは支那は印度より朝鮮は支那より取り入れたる最もよきものを以て我に與へ我を利したりとすれば、今日我は我が有する所の最もよきもの、若くは我が西洋より取り入れたる所の最もよき者を以て彼等に與へ、彼等を利すること、は、社交的義務と云はねばならぬ。まして矧んやその人種の相近きより、その地勢の相接するより、その文字風俗の相似たるより、彼等を開發指導することに於て、我日本國民は特別なる便宜を有して居るに於てをや。便宜のある所には義務が伴ふのである。是故に日本國民は清

を彼より輸入したるによりて、此國の状態が野蠻の境遇を脱したのである。而して朝鮮は通常その媒介者となつて居つた。斯く昔日に在りて彼等は自らに存する所の尤もよきもの、若くは支那は印度より朝鮮は支那より取り入れたる最もよきものを以て我に與へ我を利したりとすれば、今日我は我が有する所の最もよきもの、若くは我が西洋より取り入れたる所の最もよき者を以て彼等に與へ、彼等を利すること、は、社交的義務と云はねばならぬ。まして矧んやその人種の相近きより、その地勢の相接するより、その文字風俗の相似たるより、彼等を開發指導することに於て、我日本國民は特別なる便宜を有して居るに於てをや。便宜のある所には義務が伴ふのである。是故に日本國民は清

韓兩國を文化せしむる點に於ては、特別なる天職を有して居る者と云はねばならぬ。

第四 東洋の平和を保持すること及び交通貿易を

盛大ならしむる事

是亦日本國民の特許專賣事業ではないが、併し此事業に關し、日本が最も重要な位置に立つて居るものなる事は、何人も首肯する所であらふ。日本國が平和と通商を國是として居る米國の手に引かれて十九世紀の舞臺に立現はれたと云ふ一事は決して偶然でない。コモドルペリー及びタウセンド、ハリスによりて我新制度の創立者に吹き込まれたる精神は、決して壓制武斷占畧蠶食の精神ではない、平和と商賣の

精神である。實に此國民はその地理的形勢上通商貿易を以てするにあらざれば、將來國運は立ち兼ねるのである。山斗り多きこの狭き領土では年々五六十萬人づゝ増加するこの人民を保存するの道只勸業貿易及び移住にあるのである。而して平和は此等には欠くまじきものである。且つや日本國民は英國がその地理的形勢よりして、その交通の便利を以て歐米大陸の貿易及び發達を助けたるが如く、日本國民もその地理的形勢よりして大に東洋交通の便利を供し、諸大陸の貿易と發達に寄與する所があらねばならぬ。是れ實に自らの國力を増進せしむる由縁の要道であるが如く、亦廣く世界のために善をなす由縁の要道であつて、此國民は此方針を取つて前進するによりて、自己に對

經過せねばならぬ關門として万止むを得ずして入り込みたるものである。次章にその次第を述べて見やう。

する義務と他に對する義務を同時に全ふする事が出来るのである。之を要するに日本國が東洋に於ける永久の平和を目的として、英國と同盟に入り込みたること、滿洲に於ける均等貿易主義のために米國と手を携ふるに至りたること、何れも外交上の大成功にして、此方針を改めずして勇進することは、自國の發達のためにも、將又世界進歩の一要素としてその天職を盡す上に於ても、大關係を有するものと云はねばならぬ。

右の如く平和と貿易を以てその國の方針となせる此國民が、十年を経ざるうちに前には清國と兵火を交へ、今また露國に向つて戰端を開きたるは何故である乎。此は實に此國民がその天職を成就するために

第四章 日露戦争

其一 日本國民は何故に戦ふ乎

日本國民が其領土を以てすれば五十倍、その人口を以てすれば三倍、その陸軍を以てすれば六倍、その海軍と雖も其總戰闘力遙かに己に勝りたる、彼の世界大強國の一たる露國に向つて戰端を開きたる理由如何。外交歴史に比類なき忍耐と克己の實例を示したりとて頌賛せられたる政府が、今にして此大戦争を敢てするに至りたる理由如何。證するに其理由は左の數ヶ條に外ならぬのである。今その要点を示すこととしやふ。

第一 自己の生存を保全する爲め

露國の東洋に於ける歴史は實に蠶食と侵畧の歴史である。一八五八年支那帝國が長髮賊の内乱で非常に困難して居つた時、之を機として、彼は之に迫りて黒龍江以北の地を割與せしめたが、一八六〇年英佛聯合軍が北京を圍みたる時、彼は亦外交手段を弄して、日本海に面する所の海岸一帯の地を獲得した。而して更に其前面に横はれるサガレン島に着目したるは、今を距る百九十年前彼がカムサツカ半島を領有せし當時より懷きたる野心なりしが、右の地方を得ると同時に幼稚なる日本の外交を繰縦愚弄して、千島と交換の名義の下に、終に明治八年(西曆一八七五年)之を我より奪ひ去ることゝなつた。原來千島もサガレ

ン島(即ち樺太)も我國民は數百年來我有として疑はなかつたのであつたが、外交と云ふ者は實に恐るべきもので、トウ、樽俎折衝の間に於て之を取られて了つた。斯くて又明治二十七年(西曆一八九四年)日本國民が朝鮮國の獨立問題より支那と交戦するに至り、戦勝の結果として、その遼東半島を讓與せられたるや、彼は獨佛二國をかたらひて、北京朝廷に近き地方が他國の主權の下に入ることは東洋の永久的平和を危殆ならしむるものであるとの口實を以て、三國連帶の故障を申込み、終に日本國をして多くの生命と財力を費やして得たる所のものを還附せしめ了つた。斯く我よりして遼東半島を還附せしむるや、彼は支那のために盡力して其領土を保全せしめたりとの理由を以て、支那政

府より滿洲鐵道布設及び旅順口租借の特權を獲得したるが、明治三十三年(西曆一九〇〇年)北清に團匪の亂ありて、各強國が北京に圍まれたる公使及び臣民救護の目的を以て、その軍隊を派遣するや、彼れは滿洲居留自國民及び鐵道(その建設を支那より許諾せられたる)保護の名義の下に、特に大軍を送りて事實上此地方を占領し、自國艦船冬籠の爲め一時的借用を許されたる旅順口に砲臺を築き、且つ永久的設備を施し、之をその東洋海軍の根據地として頻りに自國軍艦の數を増加しつゝ、あつた。團匪の亂平定するに及び、彼は自ら進んで屢々各國に向つて誓言したる如く、滿洲より順次其軍隊を撤兵すべき筈であるに、彼れはその第一期撤兵を實行せるのみにて、その第二期は之を行はず、管に之を

行はざるのみならず、却つて種々の口實を設けて更に盛に兵數を増大し、其極奉天府をさへ占領し、事實上全く滿洲の主人公となり了つた。然るに彼れ尙ほ飽くことを知らず、恰かも前年黒龍江以南海岸の地を得て、更にサガレン島を得たるが如く、朝鮮をもその權威の下に立たしめんとすの野心を曝露し、曾て日清戦争當時朝鮮國王が難を在京城露國公使館に避けたる事ありし、其恩惠を理由として、同國政府より獲得して置きたる鴨綠江沿岸森林採伐の利權を種子とし、森林採伐組を保護するを名義として、龍岩浦及び江口使用を専有し、之に永久的設備を施さんとし、且つ多くの兵士を送り之を守備せしめた。蓋し彼は旅順口を得たれども、尙ほ其冬季に於ける不便利を知らるより、斯くは朝鮮に

於て更に自國海軍縦横に利便なる地歩を占め、以て東洋をその指揮の下に置くために準備しつゝあるのである。然るに彼は尙ほ之を以て足れりとなさず、爲し得べくんば更に南方に於て自國軍事的經營に便利なる地を得んとて、微弱なる朝鮮政府に向つて隠密にその運動を逞ふしつゝあつた。右の如き恐ろしき大氷河が襲ひ來るを見つゝありし日本國民は如何でか安閑として居らるべき。ソコデ民間からは非常に強硬なる議論が湧き起るし、政府も充分に覺悟を定むるし、て明治三十六年七月より露國に向つて公然と談判を開始したるが、我政府は前後七ヶ月間彼の傲慢勝手なる外交に對し、世にも珍らしき程の忍耐と克己を重ねた

れども、彼の平和に誠意なき、幾回交渉を重ねるも、その要領を得ざるのみならず、彼が一方に談判を遷延せしめつゝ、他方に海陸の軍備を増大しつゝある形跡現然たるより、明治三十七年二月六日に至り、我が政府は断然交渉を謝絶し、自由行動を取るに至つたのであつて、自衛上最も止むべからざる事情である。

第二 支那、朝鮮の領土保全のため

日本は自家の生存のため、右の如くに戦争を覚悟したるものであるが、併し更に附加せられたる二の目的があるのである。その一は支那、朝鮮の保全であつて、他の一は東洋の平和と貿易の進歩である。抑日本支那に對する方針は、その領土を保全し且つその國勢を開發せしめ

んが爲めに歐米諸國と協同して、或は忠告を與へて内政を改善せしめ、或は交商地を開かしめ、自他貿易を盛大ならしめんとするにありて、更にその自ら一定の方針を以て内外の要務を處しがたき朝鮮に對しては、日本國民此國と特別の關係に立ちて、自ら主として之が保全と開發に任せんとするのである。

日本國民が土地、歴史、人種、文字、風俗等に於て特別に相關連して居る支那、朝鮮の保全及び開發に關して、斯く自ら任じたる事は、公平なる眼孔を有する者の出過ぎたる行動にあらざる事を認むる所であらふ。實に日本國民は此兄弟國民等が文明國と云ひ難き、專制主義の露國のため、或はその領土を奪はれ、或はその主權を侵され、或はその發達を阻

害せられ、終に全く併呑せらるゝに至るべきを、平然として看過すること能はざるのである。日本は自己に對する義務のために戦はねばならぬ通りに、亦此二國に對する社交的義務のためにも戦争を敢てせねばならぬのである。

第三 東洋の平和と貿易のため

活眼を以て東洋近世の歴史を見る者は、必ず認識することを得るが如く、東洋には二ヶの大勢力が撞着しつゝあるのである。それはすなはち北米合衆國によりて代表せらるゝ貿易主義と、露國によりて代表せらるゝ侵略主義の撞着である。此撞着は實に近き將來に於て東洋の運命を一定するものであつて、而かも其影響の全世界に及ぶことは極めて

て明白である。試みに露國の侵略主義が支那朝鮮に於て成功したりとせよ、日本國はいよゝゝ切迫し來れるその自家生存の危急より、産業も貿易も打棄て、只管海陸の防備にのみ從事せずばなるまい。而して由來貿易主義を取りたる合衆國も一朝豹變して戦争的國民とならざるを保する事が出來ない。何となれば其時は今日の日本國の地位が朝鮮の地位に移ることのあり得る如く、今日の合衆國の位置が日本の位置に移ることがあり得べきからである。斯くて頻りに其の海陸軍を東洋に増加せねばならぬ事となるのである。ソコデ更に他の方面に於ては英國も東洋の海陸軍を著しく膨張せねばならぬ事となつて來であらふし。佛國も獨國もますます軍備を擴張する事となつて

来て、平和の事業を以て、世界列國の文明と繁榮とを發達せしむべく定められたるこの太平洋が、全く戦争の海となり、世界の富と人命とを亡滅せしむる最も恐るべき死の淵となり了るであらふ。一言に云へば、露國の主義は東洋の平和と貿易とを破壊し、今日まで曾てその軍備に餘り重きを置かざりし合衆國をして、その二十世紀の始よりして大海軍國とならざるを得ざらしむる者である。その太平洋に浮ぶ商船をして軍艦と變せしめざるを得ざらしむる者である。之を要するに日本國民は合衆國によりて代表せらるゝ貿易主義のため、その戦士となりて露國と戦ふ者と云はねばならぬ、實に今回の戦争に於て米國民の多く同情を我に寄せるは偶然でない。

第四 露國の革新

此は戦争に引續く實際の結果であらうと思はる。神の攝理は此目的のため、此戦争を許し玉ふたのである。日本國民が皆な此觀念を以て戦ふ譯ではないが、吾人クリスチアンは此觀念のため、我戦勝を祈るのである。此戦争は露國の上にある少數者には失望となりて終る事あらんも、その一億餘の虐政と苛税の下に非常なる困苦を蒙れるものに取りては、立憲自由教育、進歩の曙光となるであらふと信せらる。二月八日より四月十五日迄八回の海戦に従事せる者の等しく認めて屢々告白する所は不思議なる天佑である。天氣も風波も皆な自らに味方するかを感せしめた云ふ。實に此は「善義のため、に働く我れ

ならざる力」の存するが故ではないか。そこで吾人は此戦争が如何に其局を結ぶであらふ乎、考究の勞を取らずには居られぬ事となる。

其二 戦争の結局如何

兩軍共に追々と其兵力を増加して、總數終に各々五十萬人にも達する事であらふ。斯る大軍勢を以て、滿洲の野に勝敗を争さう事であるが、其最後の勝利は果して孰れの手に歸すべき乎。吾人はその必ずや日本國に歸すべきものなる事を確信する者である。たゞ信すると云ふでなく、その然るべき理由があるのである。因て左にその要点を陳べる事とする。

第一 戦争の理由の優りたる事

露國表面の理由とする所は、東洋に於ける其利益の損害せられざらんが爲め、即ち彼がシベリヤ鐵道及び滿洲鐵道に放下したる資本及び諸種の經營の無用に飯せざらんが爲めに戦ふものにして、裏面は東洋に於ける自家勢力の擴張にありて、之を日本國が自家生存のため、清韓二國保全のため、東洋平和貿易のため戦ふに比較する時は、彼の理由薄弱である。そこで彼は開戦に至れる根本的理由を以てしては、兎ても我に及び難きものあるよりして、日本國が恣に而かも不意に戦端を開いたから止むを得ずその挑發に應じて戦ふのであると云ふて居る。か

ならざる力」の存するが故ではないか。そこで吾人は此戦争が如何に其局を結ぶであらふ乎、考究の勞を取らずには居られぬ事となる。

其二 戦争の結局如何

兩軍共に追々と其兵力を増加して、總數終に各々五十萬人にも達する事であらふ。斯る大軍勢を以て、滿洲の野に勝敗を争さう事であるが、其最後の勝利は果して孰れの手に歸すべき乎。吾人はその必ずや日本國に歸すべきものなる事を確信する者である。たゞ信ずると云ふでなく、その然るべき理由があるのである。因て左にその要点を陳る

事とする。

第一 戦争の理由の優りたる事

露國表面の理由とする所は、東洋に於ける其利益の損害せられざらんが爲め、即ち彼がシベリヤ鉄道及び滿洲鉄道に放下したる資本及び諸種の經營の無用に飯せざらんが爲めに戦ふものにして、裏面は東洋に於ける自家勢力の擴張にありて、之を日本國が自家生存のため、清韓二國保全のため、東洋平和貿易のため戦ふに比較する時は、彼の理由薄弱である。そこで彼は開戦に至れる根本的理由を以てしては、兎ても我に及び難きものあるよりして、日本國が恣に而かも不意に戦端を開いたから止むを得ずその挑發に應じて戦ふのであると云ふて居る。か

くて我は公明正大なる論據を以て立つに對し、彼は只手續の不都合を以て我を責むるを事として居る。何人も日露兩皇帝の宣戰詔勅を對讀する者は、我の堂々たるに反して、彼の句調の頗る三百代言的なるを認るであらふ。戦端を開きたるは如何にも日本國に相違なきも、彼が七ヶ月間の交渉に於て、如何に我に向つて挑戰的愚弄的でありしかば、當局者が發表したる公文を一讀する者の容易に認得するを得べき所と信ずる。

その生存のために戦ふは義である、他國を救ふ爲めに戦ふは仁である、平和のために戦ふは正である、而して仁義公道は神明の嘉し玉ふ所である。神明にして活在せんには必ずや義のため道のために戦ふ者を

して勝利を得せしむるに相違がない。

第二 國民の一致團結

外交が破れて局面が一變したる時の有様は實に非常であつた。日本國は其根底から震動した。四千五百人が實際一人となつて立あがつた。老人も小供も戦争の人となつた。凡ての新聞紙は一大合奏を始めて、開戦のラッパを吹きならした。凡ての政黨は打つて一大政黨となつた。凡ての宗教家は不思議なる同情に入つた。そこで三月十八日に於て招集せられたる帝國議會は全院一人となつて臨時費五億七千六百萬圓の支出を議決した。そこで一億圓の軍事公債を募集した所が、四億五千萬圓之に應ずるものが出た。更に直接從軍する者と

之を送出す家族の心状と云は、實に健氣極まつて居る。地方村落に於ける軍人出立の状態を目撃する者は、彼の米國獨立戰爭當時の景色を聯想せずにはをられまい。第一回旅順口閉塞の危険事業は書面を以て志願を申込みたる決死者より採用せられたと云ふが、要せられたる人数は七十人以上であるに、申込みたるものは實に三千人の多きに達したと云ふ、何んとその勇氣の盛なる素晴しいものではないか。中にも志願者中私は獨身で繫累がないから許可して下されとか、郷地を出立する時、老母より必ず忠義の死を遂げよと命せられて来たから私を遣て下さいとか特別なる理由を附して當選を競争したと云ふことである。第二回閉塞隊も同じく大勢の志願者中より撰拔されたので

あるが、矢張志願者は二十倍以上であつたと云ふ。其他、日本海に面したる一地方に於て、十一二才の少年が、露艦襲來を氣遣ふて不寢番をしたといふこと。大和郡山に於て七十餘歳の老母が從軍を出願して狂人と誤解せられたこと。此の如き事件を數へ來れば、如何なる大冊も載せつくすことが出來ぬのである。嗚呼此の如き大團結が無意味で終るであらふ乎。日本國民はその總數に於ては露國の三分の一にすぎざれども、その四千五百万人の凡てが自國存亡のため、悉く戰ふのである。吾人は露國主權者政府及び海陸軍人がその身命を忘れて戰ふべきを疑はない、併しその國民が悉く六千哩外なる領地のために悉く戰ふ決心である乎を疑ふものである。

第三 最初十週間に於ける海上の勝利

明治三十七年二月八日より四月十五日に至る十週間で、日本艦隊は八回露國海軍の根據地を攻撃した。斯くて其結果として、自らに於てはその戰鬥力の一噸をも失ふ事なくして、東洋に於ける露國海軍戰鬥力の殆んど半數を亡ぼして、畧ぼ海上權を掌握した。而して之れが自然の結果として、露軍は凡てその海路よりする輸送を杜絶せられた代りに、日本軍は運輸上非常なる便利を増された。彼が二十日を費やして來る所を我は二日で、彼が一日數回の列車に滿載するものを我は二三艘の汽船にて、自由安全に之を戰地に送る事が出來る事となつた。斯くて又中央朝鮮に於て開始さるべき陸戰が、鴨綠江沿岸に於て開始せ

らるゝ事となつた。思ふに此最初の勝利はその健全なる影響を戰爭の全局面に及ぼすであらふ。

第四 戰爭の長時期に亘る事

此は慥かに疑問である。否な露國側に於ては、日本國を屈從せしむる奥の手として秘藏せらるゝ所である。又我國に同情を注げる各國の大に懸念する所である。併し眞理は恐くは左の通りであらふ。その開戦以前に於ける遷延は、慥かに露國側の利益なるも、開戦後に於ける遷延は却つて日本國に都合よき事とならんも知るべからずと。抑も戰爭の長引くと云ふことは、多大の兵數と莫大の費用とを意味す。而してその兵數に於て、日本國は五十萬人までは覺悟の前であるが、場合

によりては更に五十万を送出する事が出来る。而して之が運送には格別の困難を感じない。所が露國はドウデあるか。今日の三十萬人を増して四十万人となし五十万人とする事は出来べきも、そのシベリヤ鐵道の輸送力は一回は一回は人の數を減じて物の量を増さずばなるまい。武器彈藥糧食馬料此等の品物のため、その鐵道は間もなく占領せられるであらふ。シベリヤ鐵道が五十萬人を養ふ食道として充分であるかにつきては、蓋し疑を置く者が甚だ多い、或人の如きは三十萬人を養ふ事も六ヶ敷からんと主張する。

次は資力であるが、此點につきては吾人は日本國が一日に於て費やす所が五十万圓なれば、露國が一日に於て費やす所は二百五十万圓なるべく、結局困究するは我にあらずして彼である。

第五 世界の同情

若し日本國に同情を寄する者は、只合衆國民のみであるとすれば、それは容易に説明する事が出来る。自から手掛けて育てあげたる小供が可愛いと一般、彼は此五十年間、陰に陽に我國の師友となりて、之が發達を助長せしめたのであるから、この國運危機の場合に接し、我に特別な同情と懸念を寄與するは當然である。是は人間の常情として説明が出来る。

若し亦日本國に同情を寄する者は、只大英國國民のみであるとすれば、此も又容易に説明する事が出来る。すなはち彼が東洋に於ける利害は

いたく日本國と相一致せる所よりして、彼は既に之と同盟の關係を結ぶに至つた位であるから、此際之に同情を寄する事はまた當然である。是はその國の利害で説明が出来る。併し同情の出所は英米二國のみではない。地上多くの國民は我に何等の關係なきのみか、その人種、宗教、習俗等に於て、我は露よりも遙か彼等に遠ざかつて居るに、彼等は一般に、我に同情を寄與しつゝあるのである。此の如き種類の同情は、何によりて説明せらるべき乎。此は日本國が自家生存のため、又文明のため、人道のため、自由のため、進歩のため、戦ふ者である事の、彼等に理解せられたからである。併し世界の同情は果して勝利の一理由と數ふべき者であらふ乎。彼

等の政府は皆既に局外中立を公言した。故にその國民の同情は空鐵砲と一般實際に於ては何等の効果なきものではあるまい乎。然り若し彼等の同情が根據なきもの、我儘なる感情に基くものならんには、勿論そは何の功力もあらふ筈はないが、若し此等同情が人道、進歩、自由、文明に與みする人類の至誠より發出したりとすれば、この人間の同情の後、奥に、上に、人間以上の同情と祐助のある事をも信じなければならぬ。乃ち人類の進歩發達を嘉し玉ふ者、義と道のために戦ふ者を助けて之と共に戦ひ玉ふ者の特別なるの攝理が此國民の上に加えられるべきを信じなければならぬ。斯くの如くにして往古にありては幼稚なるイスラエル國民を助けてペリシテの軍勢に打勝たしめたるもの小

弱なるグリーキ國を守りて尨大なるペルシヤの大軍に打勝たしめた
るもの必ずや此國を助け守りて最後の勝利を得せしめ玉ふに相違な
い。世界の同情を以て幾何か天意をうつすものと見做すことを得ば
吾人は此く信ずる(此同情もまた勝利の理由のうちに記入することが
出来る。
以上の理由の外戦争を必勝的ならしむるものは武器の精銳や將帥の
智識技倆や兵士の訓練従順やであるが、此等のもの、我の彼にまさる
事は一般に認められて居る。若し此等を五角と見做すも此戦争は終
に日本國の勝利となつて終局をつぐるに相違ない。そこで戦勝後の
方針如何は次章に述べる事としやう。

第五章 我國將來の大方針

前章述べた如く、今回の戦争は、結局我國の勝利を以て終るに相違ない
が、戦局を完結するに當り、我が當局者が困難を感じるであらふと思は
る、事は、我國が戦勝者として、露國に對つて何物を要求し、又たその手
裡より奪ひ返したる滿洲を如何に處置するかと云ふ問題の解決であ
る。夥多の人命を損し、莫大の國財を靡し、非常なる骨折を以て漸くに
して得たる勝利の報酬として、露國に對しては多大の領地と償金を要
求し、滿洲は曾て清國より遼東半島を割與せられし縁故もあれば、思ひ
切つて之れを貰ひ受くること、したしなど、随分大仕掛けの欲望を懷

いて居る愛國者も多くあるやうであるが、吾人は我が當局者が如何に民間に反對を唱ふる者あるに拘らず、廉潔寡欲、最初に於て天下に明示したる大方針に従ひ、何處までも滿洲に於ける清國の主權を尊重して、領土は之を返還し、東洋平和のため必要とあらば、各國の視て以て至當とする所に、その要求を制限し、露國よりしては、僅に日本海に面したる一帯の地とサガレン島を割讓せしめ、彼が將來東洋に向つて再び禍心を懐くとなからしむるを得ば、それにて満足する事とし、只管中外列國をして、我國前後の措置に對し、一言の非難を挿むこと能はざるまでに、公明正大の處分に出でんことを熱心に希望するものである。若し事之に出ずして、漫りに露より多大の領地を要求し、清國より滿洲

の一部たりとも獲得することありとせんか、成程戦勝の結果たるもの實物となりて現はるゝも、是は決して我日本國民の利益とは思はれぬ。その理由を述べれば、第一に、中外列國は我國を以て、名を文明と人道に籍りてその野心を逞ふする者となし、列國の眼中に於ては、我國の品位、頗りに失落し、且つ彼の黄人禍を以て我國國民を譏誣しつゝ、ありし者は、その議論の證據物件を得たりとなし、愈々以てその毒舌を揮ひ、従つて戦争の當初よりして正義我にありとなして、我に同情を寄與しつゝ、ありし諸國民も、我國を疑ふて、油斷ならぬ國柄となし、東洋に於て露國よりも恐るべき第二の露國となし、陽に陰に類りにその東洋に於ける軍備を擴張するに至るべく、斯くて東洋の天地はますます多事となり、殺風景

となり、曩きに吾人が日本國民の天職の一部として論述したる「東洋の平和を保障し、その貿易を發達せしむること」は得て望むべからざるのみでなく、結果はその反對に出る事となるであらふ。第二は、露國より獲得したるシベリアの土地たる、殆んど疲瘠の地にして、之が爲めに費やす財力は、到底償還せらるゝの期なかるべく、加之尙ほ露國や馬賊等に對して多くの軍隊を駐在せしむるの必用ありて、有利有益の事業に投資せらるべき、あたたら國財國力は之が爲めに生産的武備のために徒に消耗せらるゝ事となり、而してその負擔は勿論一般に國民の頭上にかゝつて來るは自然であつて、經濟上我國また露國の二の舞を演ずる事となる。右の道理よりして、吾人は我當局者がその戦局を結ばん

とするに望み、如何に反對論が湧きあがらんも、初一念を貫徹し、世界の輿望に協ひて開かれたるこの正義の戦争を、亦世界の輿望に従ひて終結せられんことを希望して止まざる者である。斯くする時は中外各國は愈々我國を尊重信頼し、東洋平和の保障者として第一位を興へ、東洋に於ける軍備の如きも、擴張の必要を見ざる事とし、自ら縮少せられ代つて平和的事業は大に擴張せられ來りて、東洋の文明は駸々乎として長足の進歩を見るに相違ない。茲に至りて我國民が世界進歩の一要素として、二十世紀に於て爲途べき天職は何の故障なく自ら完ふせらるゝ事を爲る。右は戦争を結ぶ場合に於ける吾人の希望であるが、更に戦後の大方針

に至つては、諸制度を完備せしめて、所謂憲政の美果を収むること、教育を盛大にして、學智を普及せしむること、實業殖民を奨勵して、國力を増進充實すると等凡て從來取り來りしが如くに將來も取つて以て進むべきは勿論であるが、茲に最も大切なる根本的問題が今以て解釋せられず、残つて居る。そは何事ぞと云は、是則ち國民の道德問題である。吾人は切に思ふ、我國民の公德及び私徳にして、今日以後更に大に進善するにあらずんば、我國は結局大國民たるの品位を保つことを得べからず、亦その天職を成就することも得て望み難しと。抑も英國民の品位國力は何にある乎と云は、その國民が一般に良心を重んずる事、責任を尊む事、正直にして出精なる事等の道德的性格が、他國民にまさり

て存するが故である。又米國人の品位國力は何れにあるかと云は、事業心、公同心及び博愛、寛厚の精神が、特に強く此の國民に存するが故である。其他佛と云ひ獨と云ひ、以と云ひ、具さに研細すれば、ソレと及び難き國民的性格の備はれるを見るべく、之があるが爲めに、その制度文物が適當に活用せらるゝ次第である。然るに我國民に至りては如何、幸に忠君愛國の精神に於ては、世界無比とも云ふべく、之が爲に、一旦國家に事ある時は、身を棄て家を忘れて國難に殉ずるの覺悟あり、必竟前に清國に勝ち、後に露國に勝つは此大精神あるが故なるべしと云ふも、こは實に非常の場合に於る精神にして、その平生に於ける國民の徳性を願ふるに、彼の英國民の良心を重んじ、責任を尊び、正直にして、出精

なるが如くなるかと云ふに、我國民は此等の点に於て我ながら恥かし
 きまでにいにくく欠乏せるを見るべく、亦彼の米國民の寛厚博愛にして、
 事業心に富み、共同心に豊かなるが如くなるかと云ふに、兎角我國民の
 弊はその心狹隘偏固にして、嫉妬心強く、人と共に事をなし難き性癖の
 り。試みに思へ良心を重んぜず、責任を知らず、不正直にして出精なら
 ざるもの、狹隘偏固にして嫉妬深きもの、果してよく政治家として、教育
 家として、實業家として、將た商人として、吾人が前章日本國民の天職と
 して標榜したるが如き、重大なる件々を分擔遂行し得らるべき乎。吾
 人は今の政治家に於て、その不足を感ずるは、其政治的知識技術にあら
 ずして、その徳性に於ける欠乏であるが、教育家に於て、その不足を覺ゆ

るも、其學問技藝にあらずして、その品格に於ける欠乏である。更に實
 業家に於て、その欠乏を認むるも、資本と商畧又は事業心にあらずして
 正直と信用である。實に將來我國民就中その主動者たるべき人士中
 に、なくてならぬものにして未だあらざるものは、其公德及び私徳であ
 る。彼等がその良心を重んぜんこと、その責任を貴ばんこと、その正直
 ならんこと、その出精ならんこと、その寛厚ならんこと、その博愛ならんこと、そ
 の共同心に富まんこと、實にこれである。
 斯く一般に認めらるゝ所の道徳的欠陥は、如何にして補充さるべき乎、
 政治機關の全備は、之を受合ふことが出來ぬ。教育の普及も之を受合
 ふことが出來ぬ。ソコデ近年に至りて曾て度外に置かれたる方面に

眼を注ぐ者が起つて來た、即ち宗教問題である。宗教は果して國民の徳性を培養する實力を有する者である乎、あらばその宗教は何れの宗教である乎。勿論吾人は政治機關の完備を以て、教育の普及を以て、國民の品位徳性に關係ある者と信する者であるが、併しながら吾人は國民の道徳に關しては、宗教の信仰を以て最も重大なる關係を有するものと信するものである。而して又吾人は他宗教の信仰を輕蔑する者ではないが、過去に於て、將た現在に於て、實際その實例を示せる如く、基督教を以て國民の徳性を培養するに最も有効なる宗教と信する者である。

前島密氏は基督教者ではないが、彼が東京青年會館創立十年紀祝會に

宛た書面は、よく我國今日の大要求を告白して居るものと思ふ、而して彼が基督教者でない事がたま／＼基督教のためにするその證言の意味を強ふするものである。氏の書に曰く、
拜啓陳ば小生は國家及び個人の福祉の基礎として、宗教の必要なるを確信する者に候。假令其海陸軍は如何に強大なりとするも、若し國家生存の基礎として、正義公道を有するにあらずんば、到底最上の成功を期望すること能はざるべく候。猶我等は如何に教育と云ひ、倫理教育と云ふも、若し之を日常生活の上に實踐するにあらずんば、何等の價値之なかるべしと存候。故に小生は、我等最上福祉の要件は、二に宗教にありと確言するを憚らず候。然らば如何なる宗教

に信賴せば可なるべき乎、小生は確かに基督教こそ最も力ある宗教にして、國家及び個人の福祉は斷じて之に依るべきものなるを信する者に候。

男爵 前 島 密

基督教の聖經が、國民の徳性を培養する効力を有することに就き高名の人の證言一二を擧ぐれば、

英國の大政治家エドモンド、ボルク曰く、

余は曾て朝晝晩と一日三回づ、聖經を讀むことを以て自らの課業と定めたりしが、爾來之がために日毎に自らの幸福と性質とを高めつゝあるを感ず。

米國稀有の雄辯家ダニエル、ウエブスター曰く、

余はあまたたび聖經を讀みぬるが、今尙ほ一年一回之を通讀するの習慣を守る。實に此書は神學者の必讀すべき書なるが如く、亦法律家の必讀すべき書なり。

米國第三大統領トーマス、ジェフエルソン曰く、

余は常に云へり、又將に云はんとす、此聖卷の精讀は、市民をして更にまさる市民とならしめ、父をして更にまされる父とならしめ、夫をして更にまされる夫とならしむと。

我憲法第二十八條は、吾人に信教の自由を附與して居る。サレバ吾人はその知識の方面に於て、世界に於ける最新最良なるものを採用して

今日あるを致せる如く、又其宗教に於ても最良最善にして、その効果最大なるものを撰擇し、以て小にしては、一身一家の徳性を高め、大にしては國民全体の品位を高め、以て國民として第二十世紀の舞臺に於て天與の職責を完ふせねばならぬ。

附 録

其一 日露交渉顛末

是れ實に我當局者が中外に向つて公示せる者であつた、日本國が終に止むを得ずして武器を執るに至れる次第を逐一証明して遺憾がない。而して交渉七ヶ月間我當局者が如何に思慮深く、如何に寛容に、亦如何に強硬ありしかを明示して餘りがある。之れを一讀する者誰か日本の外交を以て今日尙ほ幼稚と云ふ乎。

其二 對露辨妄

此は開戦後露國が各國に書を送り。日本國の行動を以て不法奸譎なりとせしものに對し、我當局者が特に辨明の勞を取りしものにて、是亦前公示と共に日本國民たる者の心得置くべき要件である。

其一 日露交渉の顛末

韓國の獨立及領土保全を維持し併せて該半島に於ける帝國の優越なる利益を擁護するは帝國の康寧と安全との爲め緊要缺くべからざるものなり故に如何なる行爲たるを問はず苟も韓國の地位を不安ならしむるものは帝國政府に於て之を看過すること能はず然るに露國は其清國との公約並に累次列國へ與へたる保障の存在するに拘はらず依然滿洲を占領し進んで韓國境域に於て侵略的行動を敢てするに至れり若し滿洲にして露國の併呑に歸せん乎韓國の獨立は素より支ふべからず故に帝國政府は速に露國と交渉を開き兩國利害の觸接點たる滿韓兩地に於て相互の利益を友誼的に調理し以て東亞の和局を恒久に維持せんことを期し昨年七月下旬露國政府に向つて右の希望を披瀝し其賛同を求めたるに露國政府も欣んで之に同意する旨を回答せり依て帝國政府に於ては八月十二日在露栗野公使をして協商の基礎として大要左の如き條件を露國政府へ提出せしめたり

一、清韓兩國の獨立及領土保全を尊重することを相互に約すること

二、清韓兩國に於ける各國商工業の爲めに機會均等の主義を維持することを相互に約する

三、露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し日本は滿洲に於ける鐵道經營に付露國の特殊なる利益を承認し併せて第一項の主義に反せざる限り上記の利益を保護する爲めに必要の處置を執り得ることを相互に承認すること

四、韓國に於ける改革及善政のため助言及助力を與ふるは日本の專權に屬することを露國に於て承認すること

五、今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し以て東清鐵道及山海關、牛莊線に接續せしめんとするに於てあるも之を阻礙せざるべきことを露國に於て約すること

當時帝國政府に於ては交渉の進行に便にし以て一日も速に時局を解決せんことを期せるが故に露京に於て直接に露國當局者と商議を爲さんことを希望したるも露國政府は同國皇帝陛下の外遊其他種々の理由の下に飽迄之を拒みたるが故に不得已東京に於て之を爲すことに決し而して露國政府よりは漸く十月三日を以て其對案を提出せり

該對案に於て露國は清國の主權及領土保全を尊重すること並に同國に於ける各國商工業上機會均等の主義を維持することを約するを拒み滿洲及其沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認せんことを求め而て韓國に關しては日本の自由行動權に種々の制限を附し例せば韓國に於ける日本の利益保護上必要の場合には出兵の權あるを認むるも同時に韓國領土の一部たりとも之を軍略上の目的に使用することを許さず甚しきに至りては北緯三十九度以北の韓國領域を以て中立地帯と爲さんことを提議せり

帝國政府は若し露國に於て滿洲併呑の意思なくんば何故に清國の主權及領土保全を尊重するが如き露國自ら累次聲明したる主義と全然其揆を一にする約款を協商中に挿入することを難んずるやの理由を解すること能はず故に露國政府が之を拒絕したることは帝國政府をして益々其挿入の必要を感じしめ且帝國は滿洲に於て現下既に商業上重大の利益を有するのみならず將來益々發達を爲すべきの望極めて尠ならず加ふるに政治上に於ては其韓國との關係よりして一層緊切なる利益を有するを以て全然之を我利益の範圍外と認むること能はざるは勿論なるが故に斷然之を拒絕するに決せり仍て帝國政府は右の意見を始めとし

其他露國提案に對し一々必要の修正意見を提出し中立地帯に關しても若し之れを設くるに於ては滿韓境界の兩側に跨り一定の距離を劃するを至當なりとし各五十「キロメートル」に亘る地區を以て之に充つるの議を提出し東京に於て數次折衝の結果終に十月三十日を以て我確定修正案を露國政府へ提出し爾後數回に亘り其回答を促したるに這次も亦回答大に遷延し漸く十二月十一日に至り之を接受せり然るに該回答に於て露國は滿洲に關する條項を削除し本協商を以て全然韓國に關するものとし而して韓國領土を軍界上の目的に使用せざること及中立地帯に付きては原主張を其儘維持せり然れども右の如く滿洲を本協商の範圍外に置くことは帝國政府が當初交渉を開きたるの主旨即ち滿韓兩地に於ける日露の利益を友誼的に調理し兩國衝突の原因を一掃せんとするの主旨に反するを以て帝國政府は十二月二十一日露國政府へ向つて其再考を求め又韓國に關しては前記の如く其領土使用上の制限を削除せんことを重ねて要求し中立地帯に付きては露國に於て之を滿洲に跨らしむることには不同意なる以上韓國にも亦之を設けざるを素より當然なるが故に其全廢を提議せり右に對し露國政府は一月六日を以て回答を與へたるが韓國に關しては依然上記二項を露國

原提議の儘存置することを主張し之を條件として滿洲に關し日本又は他國が其清國との現行條約の下に獲得したる權利及特權(但居留地設定を除く)の享有を阻礙せざるべきことを協約中に挿入することを承諾せり然れども右は滿洲の領土保全に關し毫も言及する處なく而して領土保全の確約に伴はざる前記の保證は實際に於て殆ど何等の價值なきものなり何となれば條約上の權利は主權と共に存亡するものにして若し露國に於て滿洲を併呑せば各國が清國との條約に因り享有する權利及特權も之と同時に消滅すべきものなればなり故に帝國政府に於ては他迄露國をして滿洲の領土保全を尊重することを約請せしむるの必要を認め居留地設定に關する制限は日清間に締結せられたる追加通商航海條約に牴觸するを以て之を削除し又韓國に關しては毫も讓歩の餘地なきを以て我修正を堅持するに決し一月十三日重ねて露國の再考を求め爾來數次其回答を促したるも露國政府は常に回答を與へざるのみならず之を與ふべきの時期すら指定せず之を要するに帝國政府は終始權利を公平を以て政綱とし露國政府に向つても毫も難きを責むることなく唯同政府が累次且任意に聲明したる主義を承認せんことを求むるに過ぎざ

るも同政府は飽迄之を峻拒し加ふるに屢次不當に回答を遷延しつゝ一方に於ては水陸の軍備を充實し其大兵は既に韓國境上を壓せり帝國政府は實に衷心平和を念ふに切なるが故に隱忍以て今日に至りたるも露國の行動は帝國政府をして遂に妥協に望を絶ち談判を断絶するの已むを得ざるに至らしめたり

其二 對露辨妄公書

露國政府は二月十八日及二十日を以て公表したる情報に於て日本は平和の維持に眷々たりし露國の不意に乗じ詐術を以て奇捷を博したるものなりと誣ひ外交關係の断絶は決して敵對行為の開始を以て目すべきものにあらず且日本は二月十一日に至りて始めて宣戰を公布したるも八日以來露國軍艦及商船に對し不法極まる攻撃を加へ國際法の原則に背戾せる行為を敢てしたりと云へり

然れども露國が衷心平和を愛するの念さかりしは彼れが徹頭徹尾妥協の精神を以て日本の

交渉に應ぜず曠日彌久徒らに時局を遷延し而して一方に於て海陸の軍備を擴張するに汲々たりしを以て容易に之を窺知するを得べし試に昨年四月第二回滿洲撤兵期に際し露國が其約束を履行せざりし以來絶東に於ける露國軍備増大の事實を示さん

増進軍艦

戰 艦	三	三八、四八八
裝 甲 巡 洋 艦	一	七、七二六
巡 洋 艦	五	二六、四一七
驅 逐 艦	七	二四、五〇〇
砲 艦	一	一、三三四
水雷敷設船	二	六、〇〇〇
合 計	一九	八二、四一五

此外尙露國は驅逐艦の組成材料を鐵路旅順に送りて急速其組合はせに從事し既に竣工せるもの七隻あり又義勇艦隊汽船二隻を浦鹽港に於て武裝して軍艦旗を掲揚せり

加之ならず露國は更に戰艦一隻巡洋艦三隻驅逐艦七隻及水雷艦四隻（此噸數合計約三萬七百四十噸）を増遣し既に東洋に向つて航行中なりしなり故に之を合すれば露國の増遣艦隊は無慮十一萬三千噸に上るべし

増 派 陸 兵

露國は昨年六月二十九日西比利亞鐵道輸送試験の口實の下に「チタ」に向ひ歩兵二旅團砲兵二大隊騎兵輜重兵各若干を送りたるを始とし陸續軍隊を絶東に輸送し本年二月上旬迄には其兵數既に四萬餘に達し猶必要の場合には二十餘萬の兵士を増遣すべき計畫を爲し居たり

之れと同時に露國は旅順浦鹽兩軍港の砲壘増築に晝夜を分たす工事を急ぎ珥春遼陽其他各要地にも砲壘を修築し義勇艦隊及西比利亞鐵道に依りて盛に兵器彈藥を絶東に輸送し十月中旬に於て既に野戰病院を積載せる十四輛の列車は大至急本國を出發せり知るべし露國は毫も妥協に意なく専ら武力を以て日本を屈從せしめんと企圖したるものなるを

露國

露國

露國の軍事的活動は本年一月下旬より二月に入りて益々急調に赴き一月二十一日には旅順大連より歩兵約二大隊砲兵若干を韓國北境に送り同じく二十八日にはアレキシエフ總督は鴨綠江附近に在る露國軍隊に向つて作戰命令を下し二月一日には浦鹽軍港知事は本國政府の命令により何時にても戒嚴令を布き得るに至りたるを以て在留日本人にハバロフスクへ退去の準備を爲さしめんことを在りて同處日本貿易事務官に要求し旅順に於ける露國軍艦の有力なるものは修繕中に屬する一戦艦を除くの外は盡く外海に出で其陸兵は遼陽より陸續鴨綠江方面へ向つて進發せり誰か露國に戰意なく又戰備なしと云ふもので日本は事態切迫し此上一日の猶豫を容れざるを以て遂に已むを得ず其無用に屬する談判を断絶し自衛の爲めに必要の處置を取るに決せり故に戦争を挑發したるの責は日本に在らずして却て専ら露國に在り

且夫れ日本は二月六日に於て露國と懸案の談判を絶了し露國の爲めに侵迫を蒙むれる地歩を防護し且其利權を擁護する爲め自ら最良と思惟する獨立の行動を取るべきこと並に外交關係を断絶し公使館を撤退する旨を露國に通告せり獨立の行動は一切を意味す敵對行爲の

開始亦固より其内に在り假に露國に於て之を解すること能はざりしとするも日本は露國に代りて誤解の責に任すべき理由なきことは勿論なり將又宣戦公布は敵對行為開始の必要條件にあらざるこそ國際法學者の悉く一致する處にして現に近時の戦争に於ては宣戦公布は交戦開始後に於てするを其常とせり故に日本の行動は國際法上に於ても毫も非難すべき點あることなく況んや其非難の露國より來るに於ては寧ろ頗る奇と云はざるべからず何となれば露國自ら宣戦の布告を爲さずして直に戦闘行為を行ひたることは歴史上其例證極めて乏しからざるのみならず千八百八年に於ては實に外交關係の斷絶前に於てすら「フイソランド」に出兵したればなり

日本國民の天職と日露戰役畢

明治三十七年五月十四日印刷
 明治三十七年五月十六日發行

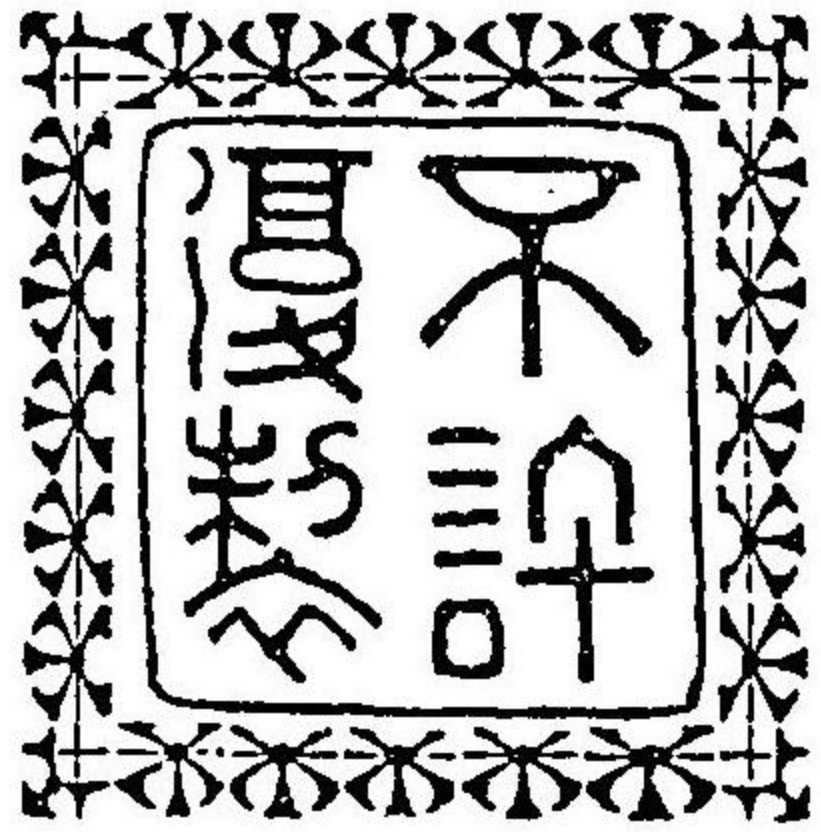
著者 東京市淺草區向柳原町一丁目廿七番地 星野光多

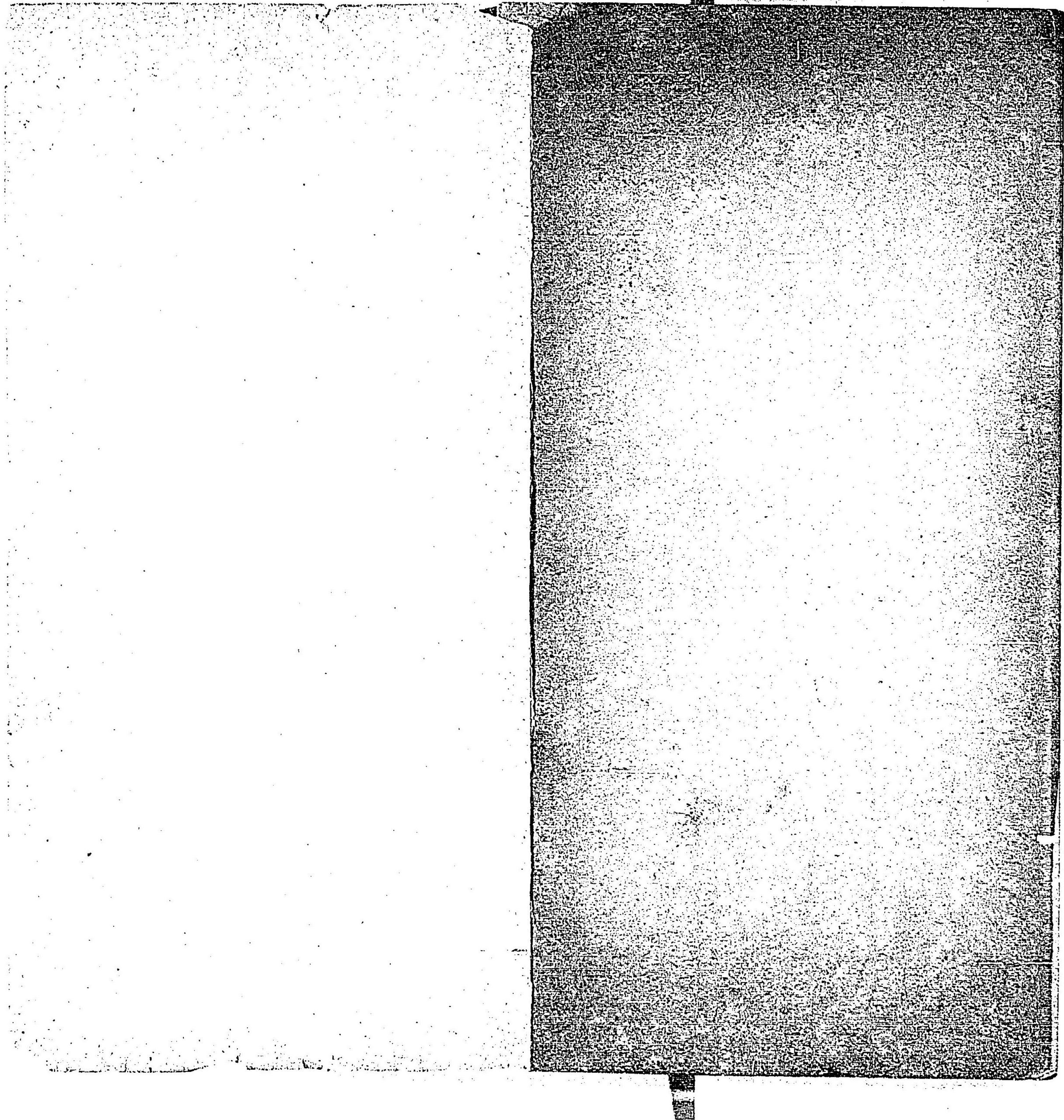
發行者 東京市京橋區尾張町二丁目十五番地 福永文之助

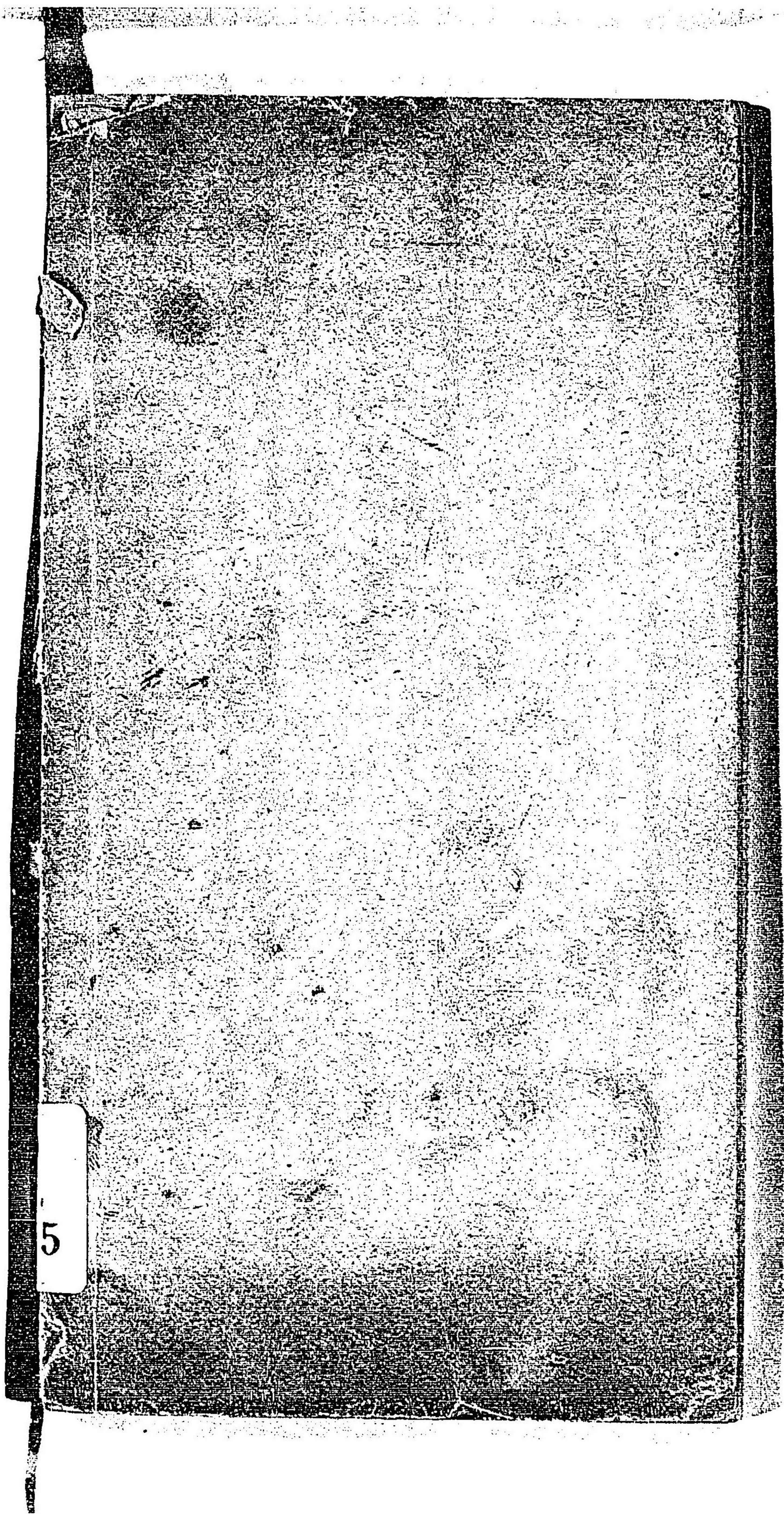
印刷者 横濱市太田町五丁目八十七番地 村岡平吉

發行所 東京市京橋區尾張町二丁目十五番地 警醒社書店

印刷所 横濱市山下町八十一番地 福音印刷合資會社







5